

●香川県告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成19年香川県告示第545号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成20年1月1日次のおり免許した。

平成20年1月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成20年1月1日から平成20年12月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

| 免許番号   | 告示中の番号 | 漁業権者     |                |
|--------|--------|----------|----------------|
|        |        | 氏名又は名称   | 住所             |
| 区第617号 | 1      | 詫間漁業協同組合 | 三豊市詫間町詫間6800番地 |